

大磯町立学校・幼稚園における
地震対策マニュアル

平成 24 年 3 月

大磯町教育委員会

目 次

- 【I】 大規模地震に係る基本的な対応 ······ P. 1 ~ 7
- 【II】 日常の対応 ······ P. 8 ~ 9
- 【III】 東海地震に関する情報の対応 ······ P. 10
- 【IV】 地震への対応 ······ P. 10
- 【V】 避難所としての対応 ······ P. 11
- 【VI】 学校の復興に向けて ······ P. 11~12
- 【VII】 学校・園で作成する地震対策マニュアルの記載内容例 ··· P. 13

様式 1 被害状況等報告書 ······ P. 14

参考チェックリスト

- ◇ 日ごろから大規模地震に備えて
- ◇ 地震発生直後の対応について

資料について

- | | |
|------|-----------------------|
| 資料 1 | 「東海地震に関する情報」について |
| 資料 2 | 地震防災対策強化地域（県内） |
| 資料 3 | 災害時優先電話について |
| 資料 4 | 災害用伝言ダイヤル「171」について |
| 資料 5 | 警戒宣言が発令されたときの鉄道・バスの対応 |
| 資料 6 | 避難所マニュアル策定指針の概要 |
| 資料 7 | 防災組織図（例） |

参考資料 安全点検表

〔資料出展〕

- 神奈川県教育委員会 · 学校における地震防災活動マニュアルの作成指針（改訂修正版）平成23年7月
· 地震防災活動マニュアル（作成例）〈改訂修正版〉

学校・幼稚園における地震対策マニュアル

【I】大規模地震に係る基本的な対応

1 「東海地震に関する情報」や警戒宣言への対応

平成16年1月から、「東海地震に関する情報」として、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報が、気象庁から発表されることとなりました。

以前は、内閣総理大臣からの警戒宣言の発令を受けて、県、市町村及び防災関係機関等が一斉に事前の準備行動を行うこととされていましたが、この改正により、「東海地震注意情報」が発表された段階から、“地震に備えた必要な準備行動”を開始することになっています。

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表や、警戒宣言の発表により、県内においては、住民の帰宅などの対応行動が強化地域の内外を問わず広く行われることから、強化地域内の学校においては、特に対策が必要です。

その際、電話等が非常に利用しにくくなることが想定されるので、あらかじめ複数の通信手段（電子メール、携帯電話メール、災害時優先電話、災害用伝言ダイヤル「171」等）の使用について、情報を収集し、教職員に周知する必要があります。

- ※ 資料1 「東海地震に関する情報」について
- ※ 資料2 地震防災対策強化地域（県内）
- ※ 資料3 災害時優先電話について
- ※ 資料4 災害用伝言ダイヤル「171」について

◆小学校・中学校（幼稚園）での対応

① 授業、給食指導、部活動指導中等で「東海地震に関する情報」や警戒宣言が発表された場合

i 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合

平常授業を続けますが、不十分な情報により園児・児童・生徒に不安が生じるおそれがある場合には、情報の内容・趣旨について放送を用いたり、担任、授業担当などが説明したりするなどします。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

幼稚園・学校は休園・休校となります。

園児・児童・生徒は原則として保護者へ引き渡し帰宅させます。

遠距離通学者、公共交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

- ※ 資料5 警戒宣言が発令されたときの鉄道・バスの対応

② 休み時間、始業前、放課後等で「東海地震に関する情報」や警戒宣言が発表された場合

i 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

園児・児童・生徒を安全な場所に集め、保護者へ引き渡し帰宅させます。

遠距離通学者、公共交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

「東海地震に関する情報」については、情報のレベルによる公共交通機関の対応が予想できるので、帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。

幼稚園・学校にいない園児・児童・生徒に対して、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除されない間は休園・休校であることを伝えます。当日の連絡ができない

ことが予想されるので対応について、日頃から周知しておきます。

③ 社会見学、遠足等で「東海地震に関する情報」や警戒宣言が発表された場合

集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災強化地域内か外かの別、公共交通機関の運行状況等を事前に確認し、どの場所で発表されるとどのような状況になるかを想定しておきます。

i 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

原則として教職員が園児・児童・生徒を引率して園・学校まで戻るとともに、保護者へ引き渡し帰宅させます。また、公共交通機関の運転の中止等により学校へ戻れない場合は、園児・児童・生徒を安全な場所（避難場所等）まで引率し、そこで待機します。

④ 登校、下校時に「東海地震に関する情報」や警戒宣言が発表された場合

ア 園児・児童・生徒の行動

i 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

幼稚園・学校の実状に応じた対応をしますが、登校中は、可能ならばそのまま通学路を登校し、下校中は、通学路をそのまま安全に注意しながら下校することを原則とします。

公共交通機関を利用している園児・児童・生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないように指導しておきます。また避難の途中経路で園児・児童・生徒が集まり、互いに助け合うように指導します。

なお、学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を児童・生徒が保護者と確認し、あらかじめ通学路上に定めておきます。

イ 教職員の行動

i 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

正確な情報の把握に努め、園児・児童・生徒、保護者に休校の連絡をします。登校してきた園児・児童・生徒を把握するとともに、順次保護者へ引き渡しを行います。降園・下校できない園児・児童・生徒を保護します。

⑤ 「東海地震に関する情報」や警戒宣言が発表された場合の留意点

- 情報の把握と的確な指揮のための本部の設置
- 正確な情報の把握
- 職員の参集、緊急時の役割分担等の確認
- 措置（休校、帰宅・保護、施設の保安措置、初期消火・救護の準備、休校中の管理体制等）の決定・実行
- 関係機関（教育委員会、警察、消防、その他）及び保護者への連絡
- 園児・児童・生徒の指導・誘導
 - ・ 教室等への集合（登下校時の場合は、帰宅を指導。在宅の場合は、原則として家族と行動を共にするよう指導。）※日ごろからの指導が重要
 - ・ 状況（氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等）把握・記録
 - ・ 支援が必要な園児・児童・生徒の介助体制

- ・保護者への引き渡しカード等の確認
- ・遠距離通学者、公共交通機関等の利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握・保護

2 地震発生時の対応

① 授業、給食指導、部活動指導等で地震に遭遇した場合

ア 園児・児童・生徒の行動

《揺れが発生したら》自分自身の身の安全を守る

- ・普通教室では、即座に机の下にもぐる習慣を身につけておくことが大切です。落下物や倒れやすい物、火の元等に注意し、危険なものに近づかないようにします。校庭の場合は、中央に集まるようにします。
- ・自分で行動することが困難な園児・児童・生徒については、教職員等が支援して安全な場所へ誘導します。
- ・特別教室や体育館、廊下等では、地震に遭遇した時、普通教室と環境が違うため、どのように自分の身の安全を図るか、あらかじめ理解させておく必要があります。
- ・普段から、自らの命を守るために必要なことながらを身につけ、地震発生時に適切な行動が取れるように判断力や行動力を育成することが重要です。

《揺れがおさまったら》より安全な場所への避難

- ・基本的に、近くの教職員の指示または放送指示に従い避難します。近くに教職員がいない場合、自らの判断で行動しなければならない場面が想定されます。
- ・特に津波が発生した場合、どういう経路で高い場所へ避難するのか、あらかじめ理解させておくことが必要です。

イ 教職員の行動（授業担当者等）

《揺れが発生したら》子どもの身の安全を確保する

- ・まず、園児・児童・生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭部を保護するようにします。
- ・緊急事態に遭遇して園児・児童・生徒がパニックに陥らないよう指導に努めます。

《揺れがおさまったら》より安全な場所への避難誘導

- ・揺れがおさまったら、園児・児童・生徒の安全を確認し、防災頭巾やヘルメットを着用させて、火の元の消火確認や避難路の確認をします。
- ・けが人等を把握し、支援を必要とする園児・児童・生徒の状況把握、避難路の確保の後、避難させます。
- ・津波発生に備えた避難路の確認と教職員間の連携した指示により避難を行います。
- ・教職員は、いろいろな災害の想定をし、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示ができるように、平素から訓練を行い万全を期しておくことが必要です。

ウ 職員室に在室する教職員の行動（管理職等）

- ・揺れが長く続いた時点、または、おさまった時点で緊急放送を行います。園児・児童・生徒の安全確保や避難について指示を行います。放送設備が使用できない場合もあるので、ハンドマイクの使用等、事前に伝達方法の共通理解を図っておくことが大切です。
- ・全体への指示を出す教職員、校内を見回り状況を把握する教職員、緊急放送・連絡を行う教職員、教職員不在教室の園児・児童・生徒の状況を確認する教職員など、役割分担によりすばやく行います。

② 休み時間、始業前、放課後等で地震に遭遇した場合

- ・園児・児童・生徒が、あらかじめ訓練した対応や主体的な判断による対応ができるよう避難訓練等で指導します。
- ・どの職員が、どの教室に直行するか、職員室には誰がいるかなど、行動のルールを事前に決め、職員の共通理解を図っておきます。

③ 社会見学、遠足等で遭遇した場合

- ・その状況によって臨機応変な対応が要求されます。具体的な対応については、あらかじめ非常時の行動計画を作成します。
- ・引率先と学校間、または保護者の連絡方法についても、あらかじめ決めておきます。(災害時優先電話、災害用伝言ダイヤル等の利用)

④ 登校、下校途上で遭遇した場合

- ・園児・児童・生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められます。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全を確保するための行動シミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要です。周りの大入や子ども同士でも互いに助け合い避難することが大切です。
- ・保護者や地域の大人に、もし近くに子どもがいた場合、避難に協力してもらう必要があるので、保護者や地域に広く発信しておくようにします。
- ・登校、下校中に地震に遭遇した場合は、まず、電信柱の揺れなどで地震の大きさを確かめ、「カバンや持ち物で頭部を保護する」「建物、塀、崖下、川岸、自動車等から離れる」等の行動を取ります。その後、広い場所・高い場所へ避難します。警報が解除されたら道路等が安全であれば、避難した場所と事前に定めた判断ポイント地点により、学校に向かうか家に向かうかを判断し、安全に注意しながら通学路を登校又は下校します。なお、あらかじめ判断ポイント地点を児童・生徒が保護者と確認し、通学路上に定めておきます。また、いずれの場合も津波が発生する場合を想定し、海岸方向へは向かわないようにしなければなりません。
- ・登校中、下校中いずれの場合も、その場の状況により危険度は同じではありません。したがって、「自らの命を守る」ことについての発達段階に応じた指導と、家庭や地域の大人の「子どもの命を守る」という協力が必要です。
- ・児童・生徒の自宅がある場所と学校までの距離や状況により、個別の指導や保護者との話し合いを十分に行い、自分はどうしたらよいかを決めておくことが重要です。その際、発達段階に応じて子どもにわかりやすく説明し、反復して確認を行います。
- ・交通機関を利用している園児・児童・生徒は交通関係者の指示に従って避難します。
- ・児童・生徒が自宅に避難した場合、保護者から学校に連絡をしてもらうなど、安全を確認します。

⑤ 登校前の段階で地震が起きた場合

- ・登校前の自宅にいる段階で神奈川県東部に震度5弱以上の地震が発生した場合、または神奈川県沿岸地域に津波警報・大津波警報が発令された場合は、自宅待機(自宅から避難行動をとる)となります。その後、状況により登校するかどうかなど、必要な情報について各家庭に連絡をします。家庭に大人がいるかどうかの確認やいない場合の行動指示など、配慮が必要になるので、普段から把握や指導を行うようにします。

◆ 支援が必要な園児・児童・生徒への対応

- ・あらかじめ緊急時の支援体制を確立しておく必要があります。個々の行動特徴を把握し、混乱が起きないよう冷静な対応が必要です。また、そのための避難訓練を十分に行い、緊急対応について保護者との共通理解を図っておきます。

3 地震発生後の対応

① 園児・児童・生徒の掌握

- ・全員の人員確認、けが人の確認を行います。必要に応じて応急手当、救急車の手配、または近隣の病院への搬送などを行います。また、精神的なショックを受けてしまう園児・児童・生徒も考えられるので、精神的な面での支援も必要です。
- ・避難していない園児・児童・生徒や教職員の搜索・救出、避難してからの救護にあたります。

② 二次避難場所への避難

- ・津波発生等により学校外への避難が必要と判断された場合、あらかじめ想定した場所及び経路の安全を確認後、避難を開始します。
- ・近隣の学校・幼稚園間で、避難についての連携が取れるよう、あらかじめ調整を行うことが必要です。(津波発生時の避難場所など)

③ 建物の被害状況ごとの対応

ア 火災発生

- ・火災発生の有無を確認します。火災発生場所を認知したら他の教職員にも知らせ、初期消火に努めます。
- ・園児・児童・生徒については、最適な避難経路を選び安全な場所に誘導避難させます。

イ 建物が損壊

- ・建物の損壊状況を確認します。校舎内だけでなく校舎の外側からも確認する必要があります。また、校舎周辺の状況も確認します。ガラスの破片、天井の落下、壁の剥離、階段の崩壊等の確認が必要です。
- ・火災が発生しなければ、園児・児童・生徒の人員(名前)やけがの程度等を確認し、二次被害に備え、教職員の誘導のもと安全な経路を確認して、順次避難場所に避難させます。
- ・園児・児童・生徒のけがの発生のほか、精神状態にも平静さが欠けてしまうことが予想されるので、落ち着いた行動が大切です。

ウ 建物が倒壊

- ・建物が倒壊するなど被害が大きい場合、二次被害に備えて速やかに安全な場所に避難誘導します。
- ・安全に留意しながら被害状況の把握をします。複数の教職員で校舎内外の巡回を行います。目的は残留している園児・児童・生徒の救出等とし、施設の被害状況の把握は最終的には専門家に委ねます。
- ・崖崩れ、地面の陥没、亀裂等、危険な箇所がないか確認します。
- ・建物の安全が確認できたら安全な場所に避難します。
- ・園児・児童・生徒を脱出避難させるにあたっては、その場にいる教職員の判断に委ねられる場合が考えられます。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させます。

④ 教育委員会への報告

- ・神奈川県東部に震度5弱以上の地震が発生した場合は、要請の有無に関わらず教育委員会へ、また必要に応じて警察署、消防署等関係機関への被害状況の報告を行います。連絡についてはいくつかの方法を考えておく必要があります。

様式1 …被害状況等報告書

⑤ 保護者への園児・児童・生徒の引き渡し

- ・神奈川県東部に震度5弱以上の地震が発生した場合、または、神奈川県沿岸地域に津波警報・大津波警報が発令された場合、保護者（または保護者に依頼された人）が引き取りに来るまで、園児・児童・生徒は学校・園で保護します。（全校・全園共通の対応）
- ・混乱を防ぐため、津波警報・大津波警報が一旦発令されたら、解除されても引き取りは続行します。
- ・なお、津波等の状況により、学校・園外のより高所へ避難を行う場合もあります。あらかじめ、この点についても保護者に周知しておく必要があります。
- ・基本的に携帯電話が繋がらないなど「被害により保護者と連絡がつかない場合」があり得ます。もし、そのような事態になんでも混乱しないように、この引き渡しは、あらかじめ決めておくもので、保護者に十分な周知が必要です。
- ・この場合、教育委員会から危機管理対策室に依頼し、町の防災無線（町内放送）により、引き取りについて全町一斉に放送します。しかし、被害状況により全部または一部の放送が不可能になることもあります。

◆ 支援が必要な園児・児童・生徒への対応

- ・状況判断が適切にできない園児・児童・生徒も多いと予想されるので、混乱に拍車がかかり、パニック等に陥ることも十分考慮して対応しなければなりません。

4 避難所としての対応

避難所の開設は、町が主体となり、自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われます。

避難所に指定されている学校は、日頃から町、自主防災組織等と話し合い、避難者受け入れ等の避難所の運営に係る計画を策定するとともに、いざという時は避難所運営を支援します。

なお、災害が発生した場合や、警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、避難所として指定の有無に関わらず、住民等が学校・幼稚園に避難してくることが予想されるため、避難所に指定されていない学校・幼稚園においても、避難者に対して適切な対応ができるよう、避難対策等に係る計画を定めておくことが重要です。

さらに、災害が発生した場合や警戒宣言が発令された場合など緊急時には、地域住民が学校に避難してくるとともに、公共交通機関の運行の中止により、帰宅困難者が多数発生することが予想されます。県地域防災計画を踏まえ町から避難所として指定されている学校は、町との役割分担を明確にしておく必要があり、要請のあった場合に適切に対応できるよう、事前に町の危機管理対策室等と協議・検討し、計画を定め備えておく等、より一層の連携を図る必要があります。

※ 資料6 避難所マニュアル策定指針の概要

○ 避難所業務への協力等

学校が災害時において避難所となった場合には、町長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、学校は避難所の運営について協力します。

校長は、町の危機管理対策室等との協議・検討を踏まえ、あらかじめ教職員の具体的な職務分担、応援体制等の計画を策定します。

町との協議・検討に当たっては、次の事項について留意することが重要です。

留意事項

- ・学校は、避難してくる地域の人々を受け入れる部分について、収容人数を考慮し、使用優先順位をあらかじめ決めておきます。
- ・学校が避難所になると、その運営は町の災害対策本部の管理下に置かれることになり、校長・教職員は避難所の運営に協力することが期待されるので、学校内における防災組織の中で役割分担を明確にしておきます。
- ・町の自主防災組織等と避難者の受け入れや、避難所運営等について定期的に協議し共通理解を

図ります。

- ・避難所開設期間が長期化する場合には、学校施設の一部を避難所としたまま授業を再開することを想定しておきます。

○ 学校が避難所になった場合の対応

避難所の運営については、本来的には町の災害対策本部長がその責任を有するものですが、学校が避難所となった場合の対応としては次のようなことが考えられます。

ア 児童・生徒が在校している場合

児童・生徒等の在校中に発災した場合については、児童・生徒等の安全確保を第一に対応し、被害の状況等を踏まえながら校長の指揮監督のもと教職員は避難所の運営に協力するものとします。

イ 児童・生徒等が在校していない場合（夜間・休日）

学校は災害の発生や災害のおそれがあると判断した場合は、あらかじめ策定した防災計画に従い災害対策本部を設置します。児童・生徒等の在学中に発災した場合と異なり、教職員は主として避難所の運営に協力することが可能となります。

なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所運営に係る業務に対応可能な教職員が限定されたものとなる可能性もあることを考慮する必要があります。

校長は、緊急時の教職員の参集体制を整備し、あらかじめ教職員に周知しておきます。校長が不在の場合は教頭が、また、校長、教頭が不在の場合はあらかじめ定められた者が本部の適切な運営に努めます。

○ 帰宅困難者への対応

帰宅困難者を受け入れこととなった場合については、「避難所業務への協力等」や「学校が避難所になった場合の対応」を参考に、帰宅困難者への対応を行います。

○ 支援が必要な園児・児童・生徒やその家族への特別な避難場所としての対応

通常の避難所での生活が困難であると思われる場合、支援が必要な子どもやその家族が避難できる場所として利用可能な教室等を想定することが望まれます。また非常時の物資確保や、福祉的、医療的なニーズを把握するマンパワーの確保、支援が必要な園児・児童・生徒や家族のための支援体制づくりについて、町の防災計画に基づいて、事前に連絡・協力体制を築いておくことも重要です。また、その事態になった場合を想定し、教職員間の共通理解を十分図つておくことも大切です。

○ 災害時における教職員の役割等

災害時において教職員は園児・児童・生徒等の安全を確保するとともに、校長・園長を中心として学校教育活動の再開を図ります。しかし、学校・幼稚園が避難所となった場合には、町が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所の運営について協力することとなります。教職員が、校長・園長の指示に基づき、避難所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取扱います。

【II】 日常の対応

1 基本的な考え方

- ① 各学校・園において、火災・地震等をあわせた防災計画を策定します。
- ② 津波対策について、あらかじめ避難経路及び避難場所を定め、教職員及び園児・児童・生徒に周知徹底を図り、計画的に訓練を実施します。
- ③ 近隣の学校・園と避難について連携をとり、協力体制を構築します。
- ④ 子どもの生命の安全確保を第一とします。
- ⑤ 発達段階に応じて「自らの命を守ること」について日常的に指導します。
- ⑥ 常時の管理・指導体制を確立しておきます。また、体制等について保護者、地域への情報発信を積極的に行います。
- ⑦ 地域と連携し、協力体制を構築します。
- ⑧ 指揮・命令系統を明確にし、日常の訓練をしっかりと行います。

2 避難誘導の諸条件

- ① 子どもの生命、身体の安全確保を優先した防災計画ですか。
- ② 町が実施する地震防災対策をふまえたものですか。
- ③ 学校・幼稚園の所在する地域の諸条件を考慮した防災計画ですか。
- ④ 警戒宣言に対し、迅速に対応できる防災計画ですか。
- ⑤ 子どもの行動基準ならびに学校や職員の対処・行動が明確にされていますか。
- ⑥ 全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確になされていますか。
- ⑦ 警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に子どもの引き渡しについては、保護者に十分理解されている対策計画ですか。

3 施設・設備等の安全対策

学校・幼稚園の施設・設備等の整備により、日常的に安全点検を行うとともに、学期ごとに定期的な点検を実施します。

地震が発生した場合は、特にガラスの破損やロッカーの転倒、火災や有毒ガスなどによる被害が予想されるので、常に予防対策を行い、保安状況を把握しておく必要があります。

(1) 防災上必要な設備等

区分	設備等
消火	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・誘導	非常階段、救助袋、ラジオ、ハンドマイク、トランシーバー、懐中電灯、ヘルメット
医薬品	救急薬品、担架
生活維持	非常食、飲料水、毛布、ビニールシート、テント、ロープ、簡易トイレ

(2) 火災・転倒等の予防対策

区分	当該施設	確認事項
ガラス・蛍光灯	教室、廊下等	・割れて飛散しないか。
ロッカー	教室、廊下昇降口	・転倒したり、移動したりしないか。
ガラス器具	理科実験室 実習室	・転倒、落なし破損することはないか。 ・容器の多段積みは、していないか。
ショーケース	廊下	・転倒、落なし破損することはないか。
薬品類 医薬品	理科実験室 保健室	・収納戸棚は、転倒しないか。 ・混合発火をさけるため、薬品類は種類別に収納しているか。 ・危険性の高い薬品類は、砂箱内等に収納しているか。 ・自然発火性の薬品類には、保護液を十分満たしてあるか。
ガス	理科実験室 調理室 給食室 湯沸室	・元栓は、閉めてあるか。 ・ガス管は老朽化していないか。 ・ボンベが転倒することはないか。
石油ストーブ	教室 職員室 事務室	・まわりに引火物がないか。
食器類	調理室 給食室 職員室	・転倒、落なし破損することはないか。
油類	調理室 給食室	・転倒、落なし流失することはないか。
工作機械・工作用具等	実習室	・転倒することはないか。 ・落下することはないか。
テレビ	教室 職員室 放送室	・落下したり、転倒したりしないか。
コンピュータ	コンピュータ室 職員室 事務室	・落下したり、転倒したりしないか。 ・移動しないか。
ピアノ	音楽室 体育館ステージ	・移動しないか。
金庫・文書庫	校長室	・移動しないか。

(3) 火災・転倒が生じた場合の対応策

区分	確認事項
火災	・火災の原因を確認し、適切な方法による初期消火に努めるとともに、園児・児童・生徒を安全な場所に避難させる。
破損 転倒	・ガラスの破片等鋭利な破損物で負傷しないように注意し、避難経路を確保する。 ・容器の破損により薬品類が流失した場合は、適切な方法により処理する。 ・余震により新たな破損・転倒が生じる場合があるので注意する。

【III】 東海地震に関する情報の対応

学校管理下の場合（在校中・登下校時）		夜間・休日等の場合
調査情報（臨時）	注意情報、予知情報及び警戒宣言	注意情報、予知情報及び警戒宣言
特別な対応無し	臨時休校（園）の決定 教育委員会へ報告（被害状況等） 校内本部の設置	臨時休校（園） 教育委員会へ報告（被害状況等） 校内本部の設置
平常の活動	役割分担に基づいた行動	教職員の参集、指示
情報収集	園児児童生徒の状況把握、情報収集、安全確認、校内点検 電話対応等	園児・児童・生徒の状況把握、情報収集、安全確認、校内点検 電話対応等
担当、授業担当からの説明	学校・園での保護 保護者への引き渡し	園児・児童・生徒は自宅待機

【IV】 地震への対応

	保育中、授業中、指導中等	備考
普通教室	・頭を保護する、防災頭巾をかぶる。 ・机の下にもぐる。 ・教職員は行動困難な園児・児童・生徒の介助をする。	・ストーブなどから離れる。 ・パニック状態の防止。 ・ヘルメット、防災頭巾。 ・消火確認、避難経路確認。
特別教室 体育館 グラウンド	・身の安全を図る理解。 ・様々な形態での安全確保。	
職員室	・揺れがおさまった後、緊急放送する。 ・放送方法、放送内容は事前に確認する。 ・安全確保、避難経路の確保、火元消火確認。 ・教職員の役割分担により緊急対応を行う。	・ハンドスピーカーの整備。 ・全体への指示。 ・校（園）内外の状況把握。 ・ラジオなどによる情報把握。
始業前 休み時間 放課後	・主体的な判断による対応 ・教職員の迅速な行動、指示	・放送等での指示。 ・校舎・園舎内外の安全確認。 ・職員室等への集合。
遠足 校外学習	・その都度状況に応じた判断 ・海岸部～津波への対応 ・山間部～崖崩れ、山崩れからの避難	・パニック状態を避ける。 ・地域の人との連携。

【V】 避難所としての対応

避難所計画	具体的な内容	備考
運営主体	<input type="checkbox"/> 避難所運営委員会 ・自主防災組織等 ・施設管理者 ・町職員	・校長は町と協議・検討
運営協力	<input type="checkbox"/> 避難者 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 教職員	・学校内における防災組織の中で役割分担
救援活動	<input type="checkbox"/> 県災害支援ボランティア支援センター <input type="checkbox"/> ボランティア団体ネットワーク組織	・教職員は園児・児童・生徒の安全確認を第一に対応
運営業務	<input type="checkbox"/> 町災害対策本部からの情報収集・伝達 <input type="checkbox"/> 避難者名簿の作成 <input type="checkbox"/> 避難所生活のルールづくり	・園児・児童・生徒が在園、在校中の場合と在園、在校していない場合との対応は異なる。

【VI】 学校の復興に向けて

1 安否状況・被害状況の確認について

① 園児・児童・生徒の安否・所在確認

② 教職員の安否・所在確認

安否確認が取れていない園児・児童・生徒や教職員の確認を続けるとともに、その家族や自宅の被災状況も把握することが必要と考えられます。また、被災地外に避難する人の把握も、今後教育活動再開に向けて必要となってくるでしょう。

③ 校舎・体育館等の被害状況を確認（応急危険度判定士等の専門家による確認を含む）

④ 工作物の被害状況を確認

⑤ 立入禁止区域の確認

一度点検した所でも、時間と共に被害が拡大している場所もあります。また、少しでも危険を感じた場所は、調査を中止し、立入禁止区域としてください。

2 学校の教育活動再開準備について

学校の再開にあたっては、避難所運営委員会や教育委員会と協議すると同時に、園児・児童・生徒、校内、近隣等の状況把握に努めてください。

① 使用可能な学校施設の把握

- ・ 使用可能な普通教室、特別教室等の数を調査します。
- ・ 使用可能教室が少なければ、短縮授業の検討のほか、被害を免れた近隣学校施設や公共施設の利用を検討します。
- ・ 給食の実施については、教育委員会等と連絡を取ります。
- ・ 臨時学校環境衛生検査を実施します。

② 被害を受けた学校施設の修理

③ 教科書等の学用品の援助が必要な園児・児童・生徒の把握

- ・ 教科書等の学用品がない園児・児童・生徒の人数の把握
- ・ 不足する学用品の手当（教育委員会に申請、ボランティア物資等）

④ 通学路の安全点検の実施

- ・ 通学路周辺の建物やブロック塀等の倒壊の危険性把握
- ・ 通学路の変更とそのお知らせ
- ・ 教職員による安全監視と通学路指導

⑤ 園児・児童・生徒の心のケアの対応

- ・ 園児・児童・生徒・教職員等によっては、大きな災害を経験すると表情は表面的には普段と変わりなく見えるが、心に奥深いところには心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心の様々な影響を及ぼすことが指摘されています。
- ・ 心のケアの支援体制は、校内で十分共通理解をしておくとともに、学校医、教育相談機関、精神保健の専門機関等と連携を密にし、的確な対処ができるようにしておくことが必要です。
- ・ 特に支援が必要な園児・児童・生徒については、家庭との連絡を密にして対応することが重要となります。

⑥ 登園日・登校日の決定及び園児・児童・生徒や保護者への通知

学校の教育活動再開を園児・児童・生徒や保護者に通知する方法を検討し、一斉に家庭訪問などにより再開を知らせます。

【VII】 学校・園で作成する地震対策マニュアルの記載内容例

- (1) 防災に係る年間指導計画（避難訓練、防災教育等の位置付け）
- (2) 東海地震に関連する情報や警戒宣言発表時の園児・児童・生徒への対応
- (3) 地震発生時の場所別・時間帯別の園児・児童・生徒への対応
- (4) 配備編成計画（配備計画、自動収集動員計画表等）
- (5) 防災組織図（編成、リーダー、役割分担等）
※ **資料7** 防災組織図（例）
- (6) 避難経路図・避難場所図
- (7) 消火設備配置図・避難器具配置図
- (8) 非常持出用品リスト
- (9) 防災資機材一覧表・防災資機材格納場所図
- (10) 安全点検表
- (11) 避難所運営計画
 - ・避難所における町防災担当部局との役割分担
 - ・避難所提供的場所の優先順位表 等
- (12) 被害情報の報告先

※ 学校安全計画の策定。

被 害 状 況 等 報 告 書

第 報

年 月 日 午前
午後

時現在

学校・園名				報告者 職氏名					
園児・児童・生徒・教職員の状況確認	学年等	(年少) 1年	(年中) 2年	(年長) 3年	4年	5年	6年	計	教職員
	在籍者数								
	在校者数 (学校管理下)								
	所在確認 者数								
	所在未確 認者数								
	負傷者								
	重傷								
	軽傷								
	負傷程度不明								
	死亡								
施設等の状況	・被害なし ・軽微な被害 ・改修が必要な被害 ・改築が必要な被害 (施設被害状況記入欄) [現在の児童生徒等集合場所]								
備考									

※ 太文字の項目については、必ず御報告ください。

参考チェックリスト

◇ 日ごろから大規模地震に備えて

1 学校における防災体制について

<input type="checkbox"/> (1) 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか	
<input type="checkbox"/> (2) 校内の避難訓練が計画されているか 避難訓練予定日 → 月 日 (実施 月 日)	
<input type="checkbox"/> (3) 地域の防災訓練への参加が計画されているか 防災訓練予定日 → 月 日 (実施 月 日)	
<input type="checkbox"/> (4) 「東海地震に関する情報」や警戒宣言の意味するところを理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図るとともに、その内容を児童生徒や保護者にあらかじめ知らせてあるか(児童生徒の下校に関する計画、児童生徒の保護に関する計画を含む) □ ① 児童生徒が在校中の場合 □ ② 登下校中の場合 □ ③ 夜間・休日の場合	
<input type="checkbox"/> (5) 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図るとともに、その内容を児童生徒や保護者にあらかじめ知らせてあるか(児童生徒の下校に関する計画、児童生徒の保護に関する計画を含む) □ ① 児童生徒が在校中の場合 □ ② 登下校中の場合 □ ③ 夜間・休日の場合	
<input type="checkbox"/> (6) 夜間・休日における教職員の連絡体制が確立されているか □ ① 参集開始の基準 □ ② 参集対象者 □ ③ 参集に要する時間	
<input type="checkbox"/> (7) 教職員の役割分担が理解されているか	
<input type="checkbox"/> (8) 校内にある他の施設との連携が図られているか 校内他施設の有無 → 有・無	
<input type="checkbox"/> (9) 教職員に校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所が理解されているか	
<input type="checkbox"/> (10) 校内放送が使用できないときの、他の連絡手段の検討はされているか 他の連絡手段→ 格納場所→ 他の連絡手段→ 格納場所→	
<input type="checkbox"/> (11) 校長、教頭不在時の対応を想定しているか 指揮代行順位1→ 指揮代行順位2→ 指揮代行順位3→	
<input type="checkbox"/> (12) 障害のある児童生徒への対応を具体的に定めているか	
<input type="checkbox"/> (13) 学校の非常持出用重要書類の把握をしているか	

参考チェックリスト

◇ 地震発生直後の対応について

1 学校管理下・登下校中の場合

【施設設備の被災状況の確認】

<input type="checkbox"/>	(1) 火災の有無を確認する					
<input type="checkbox"/>	給食室					
<input type="checkbox"/>	湯沸室					
<input type="checkbox"/>	家庭科室					
<input type="checkbox"/>	理科室					
<input type="checkbox"/>	その他					
<input type="checkbox"/>	学校近隣の出火状況					
<input type="checkbox"/>	(2) 校舎・体育館等の被害状況を確認する					
<input type="checkbox"/>	① 建物躯体(基礎・柱・壁・床・天井)	状況→				
<input type="checkbox"/>	② 建物取付具(扉・窓・電球・ガラス等)	状況→				
<input type="checkbox"/>	③ 備品(戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等)	状況→				
<input type="checkbox"/>	(3) 工作物の被害状況を確認する ・ブロック塀・樹木・防球ネット・門扉・掲揚ポール・境界フェンス等	状況→				
<input type="checkbox"/>	(4) ライフライン等の被害状況を確認する					
<input type="checkbox"/>	□ 電気	状況→				
<input type="checkbox"/>	□ ガス	状況→				
<input type="checkbox"/>	□ 上水道	状況→				
<input type="checkbox"/>	□ 下水道	状況→				
<input type="checkbox"/>	□ 電話	状況→				
<input type="checkbox"/>	(5) 施設の使用の可否を確認する					
<input type="checkbox"/>	① 体育館	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	② 事務室	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	③ 校長室	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	④ 職員室	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	⑤ 保健室	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	⑥ 便所()	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	⑦ 便所()	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	⑧ その他()	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	⑨ その他()	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	⑩ その他()	(使用 可 ・ 否)				
<input type="checkbox"/>	(6) 立入禁止区域を表示する					

参考チェックリスト

◇ 地震発生直後の対応について

1 学校管理下・登下校中の場合

【施設の安全確認後の対応について】

- (1) 避難者の把握と誘導を行う

- (2) 市町村の動員職員や地域(自主防災組織)の代表者の到着を確認する

	所 属	氏 名	備考
1			
2			
3			
4			

- (3) 教育委員会への報告

- (4) 障害のある子どもとその家族への特別の避難所についての対応

「東海地震に関連する情報」について

The diagram features a vertical arrow pointing downwards, with the word "危険度" (Risk Level) written vertically along its left side. At the top of the arrow is an oval containing the character "高" (High). At the bottom is another oval containing the character "低" (Low).

情報の種類	情報の内容 (レベル)	社会生活等	交通機関の 対応	学校での 対応
東海地震 予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発令されます 津波や崖崩れ等の危険地域からの住民避難 交通規制 百貨店等の営業中止など 	強化地域内の鉄道・バスは原則として運行中止	児童生徒は <u>帰宅を原則とする</u>
東海地震 注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> 防災準備行動がとられます 必要に応じ、児童生徒の帰宅等安全確保対策 救助部隊、救急部隊等の派遣準備 	原則として平常運行	児童生徒は <u>帰宅を原則とする</u>
東海地震 に関連する 調査情報 (臨時)	東海地震に関連する調査が行われた場合に発表	防災対応は特になし	原則として平常運行	情報収集に努めながら、平常どおりの活動

注意点

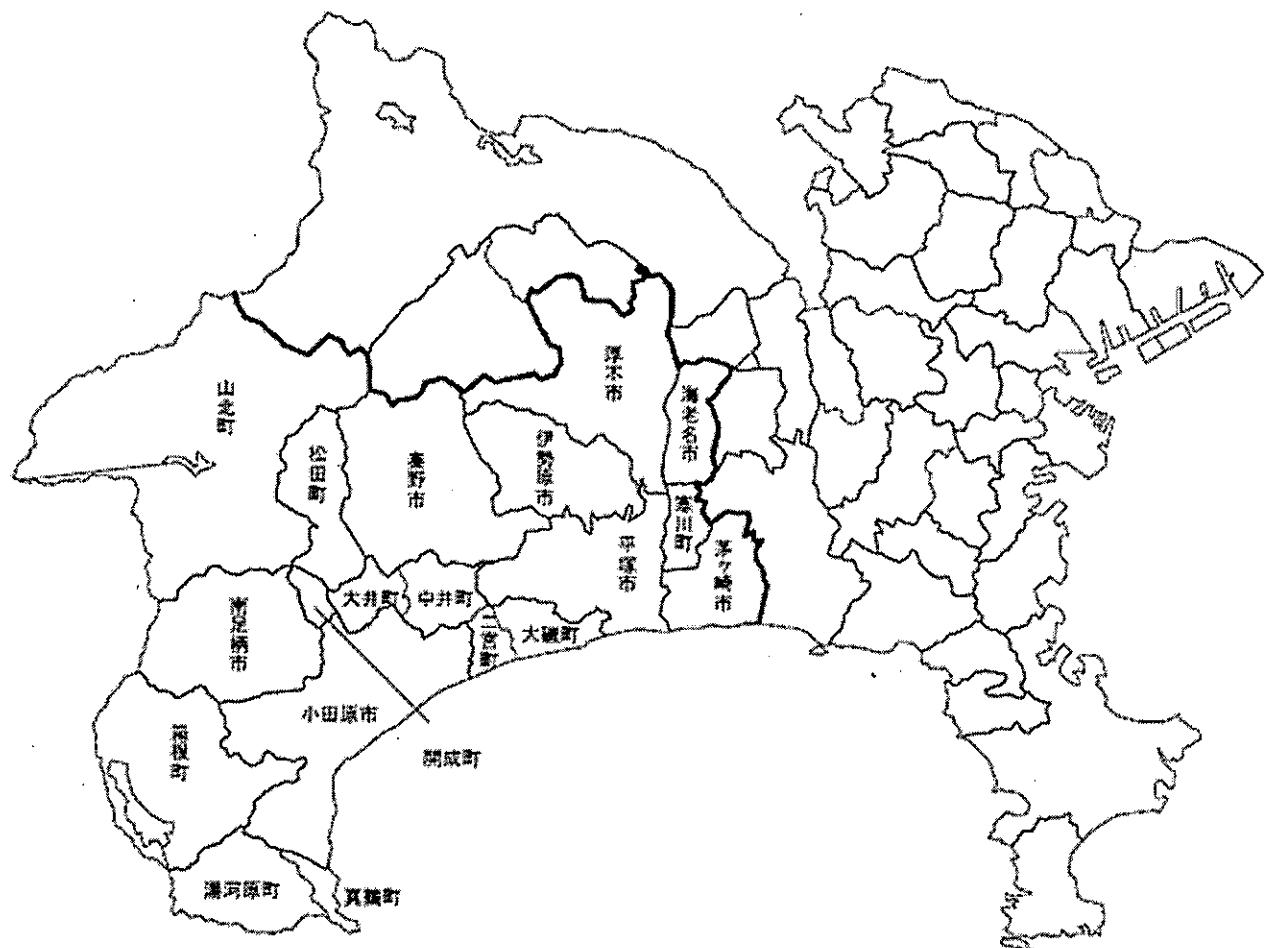
- 上記の情報は、必ずしも危険度の低い情報から順に出されるとは限らない。
- 地震の前兆をとらえるための科学技術には限界があり、前兆がとらえられず情報発表がないまま地震発生に至ることもあります。

地震防災対策強化地域（県内）

大震法第3条の規定に基づき指定された本県の強化地域は、次の8市11町です。

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同二宮町、足柄上郡中井町、同大井町、同松田町、同山北町、同開成町、足柄下郡箱根町、同真鶴町、同湯河原町

地震防災対策強化地域指定市町（8市11町）



災害時優先電話について

災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、重要な通話を確保するためNTTが通話を制限する場合がありますが、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱われます。

●登録方法

NTTに申請し**災害時優先電話**の指定を受けます。

●利用上の注意

- ・災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなっており、着信については一般電話と同じです。
- ・災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできません。
- ・災害に備え、事前に“災害時優先電話”回線を利用している電話機にシール等の目印を貼りましょう。

災害用伝言ダイヤル「171」について

震度6(弱)以上の地震が発生した場合に、その被災地(市外局番単位)に災害用伝言ダイヤルが設定される。この災害用伝言ダイヤルは、被災地内で自分の安否情報を録音したものを、被災地内外から自分以外の家族などがその情報を聞くことができるというものである。設定された場合は、その旨テレビ・ラジオで放送される。

●録音方法

「171」をダイヤル→(ガイダンスが流れる)→録音の場合「1」をダイヤル→(ガイダンスが流れる)→被災地(生徒自宅等)の電話番号「(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇」をダイヤル→「録音」

※ 被災地外からは録音はできない。(時間の経過とともに録音できる措置をとる場合がある。)

●再生方法

「171」をダイヤル→(ガイダンスが流れる)→再生の場合「2」をダイヤル→(ガイダンスが流れる)→被災地(生徒自宅等)の電話番号「(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇」をダイヤル→「再生」

●録音・再生とともに

※ 被災地の電話番号はどこからでも必ず市外局番をダイヤルする。

※ 被災地の電話番号は一般加入電話のみで、携帯電話の番号とはできない。携帯電話で録音や、再生は可能。

●災害用伝言ダイヤル「171」の体験利用

※ 次の日に災害用伝言ダイヤル「171」が体験利用できる。

- ・ 每月 1 日、15 日 00:00~24:00
- ・ 正月三が日（1月 1 日 00:00~1月 3 日 24:00）
- ・ 防災週間（8月 30 日 9:00~9月 5 日 17:00）
- ・ 防災とボランティア週間（1月 15 日 9:00~1月 21 日 17:00）

詳しくはNTT東日本HPを参照願います

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

災害用伝言ダイヤル「171」の使い方の例

被災者の状況を学校が把握する場合

- ① 被災者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、家族の安否情報や被災状況をメッセージに録音しておく。
- ② 学校職員など関係者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

学校の状況を被災者が把握する場合

- ① 学校は、学校の電話番号をダイヤルし、学校の被災状況等をメッセージに録音しておく。
- ② 保護者など関係者は、学校の電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

警戒宣言が発令されたときの鉄道・バスの対応

JR東日本

機 関	強化地域内	強化地域外	
		震度5弱以上が予想される地域	左を除く地域
JR東日本 横浜支社	○原則として最寄りの安全な駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を中止	○強化地域内への列車の進入は、原則として規制 ○近接する区間ににおいて運転を中止 東海道線・・・茅ヶ崎駅～藤沢駅間 相模線・・・厚木駅～橋本駅間 中央線・・・上野原駅～高尾駅間	○原則として運転規制を行わない

私鉄各社

機 関	強化地域内	強化地域外	
		警戒宣言当日	翌日以降
小田急電鉄㈱	○原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を中止	○相武台前駅～座間駅間及び藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の列車は最寄り駅で運転を中止 ○新宿駅～相武台前駅間（小田原線）、新百合ヶ丘駅～唐木田駅間（多摩線）、相模大野駅～藤沢駅間（江ノ島線）は、45km/h以下により運行。なお、特別急行列車及び急行列車は運転休止	○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
相模鉄道㈱	○原則として運行中の列車等は最寄りの安全な停車場まで運転し、以後の運転を休止	○横浜駅～相模大塚駅間、二俣川駅～湘南台駅間で、50km/h以下により運行	○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
東京急行鉄道㈱ 京浜急行鉄道㈱ 京王電鉄㈱		○現行ダイヤを使用して減速走行なお、輸送力は平常ダイヤより減少	○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
箱根登山鉄道㈱	○原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止 ○小田急列車については、原則として東海地震注意情報を受けた時点より乗入れは行わない		
伊豆箱根鉄道㈱	○列車は別に指定する最寄り駅まで45km/h以下の速度で非常時注意運転し、以後の運転を休止		
江ノ島電鉄㈱		○現行ダイヤを基本として、一部減速運転	○状況に応じて列車本数を間引いて一部減速運転
横浜市高速鉄道（横浜市営地下鉄）			○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
横浜新都市交通㈱		○現行ダイヤによる減速運転	○同左
湘南モール㈱		○東海地震注意情報で減速し、15分間隔で運行。東海地震予知情報（警戒宣言発令）で最寄り駅に停車・待機	

路線バス

機 関	強化地域内	強化地域外
各社	○各社の定めるところに従い運転を中止	○減速し可能な限り運行を継続

※東海地震予知情報が発表されたときも、原則上記措置に準じる。

避難所マニュアル策定指針の概要

(防災消防課)

1 避難所をめぐる総括的課題

(1) 時期的課題及び対策の基本方針

避難所における諸々の対策を考える場合、発災直後の避難者の状況と避難生活が長期化した場合の状況には大きな変化もあり、時間の経過に応じた検討が必要である。

ア 総括的課題

(ア) 初動期（1～3日） 避難所の開設避難者の入所運営組織の設置

避難者の把握避難者の救護

(イ) 復旧過程期（4～14日） 避難所運営組織の円滑な運営

避難者の健康管理等

(ウ) 復旧期（15日～） 避難者の生活自立への支援避難所の閉鎖

イ 避難生活上必要となる基本的事項

避難生活上必要となる基本的事項として、①情報の提供、②飲料水・食糧・生活物資供給、③避難所内の環境整備等があげられるが、これらについても各時期に応じた対策が必要である。

(2) 災害に備えた組織づくり

大規模地震発災時には避難所が、地域住民（避難者）にとって、一定期間、臨時の生活拠点として機能するよう、事前に「避難所運営委員会」を設置しておくことが必要である。

ア 避難所運営委員会の構成

(ア) 自治会・町内会・自主防災組織（以下「自主防災組織等」という）の代表者

(イ) 市町村職員

(ウ) 施設管理者

(エ) その他（地元企業等）

イ 避難所運営委員会の役割

(ア) 平常時の役割

a 避難所に集まることが想定される者の事前把握

b 災害時に備えて避難所運営マニュアル作成、高齢者、障害者等の把握と救援対策などの検討、決定

c マニュアルに従った訓練の計画的実施

d 防災に関する意識啓発、啓蒙活動の実施

(イ) 地震発生時の役割

避難所運営マニュアルに定めた組織編成を速やかに立ち上げる。

(3) 避難所の開設

避難所の開設にあたって、必要な事項、運営主体、開設期間等のルールについて、予め検討しておく必要がある。

(4) 避難所への入所

避難所が開設されると、避難住民の入所が始まるが、対象者の範囲、誘導について予め検討しておく必要がある。

(5) 避難所運営委員会の組織

基本的には自主防災組織等、施設管理者、市町村職員によって構成する。（避難所の運営組織によりボランティア責任者の参加もあり得る。）

避難所運営委員会の役割としては、次の事項があげられる。

ア 市町村災害対策本部からの情報伝達

イ 避難者名簿の作成

ウ 避難所運営に係る事項の協議、決定、全体調整

エ 避難所生活でのルールの徹底（清掃、ゴミの処理、トイレ衛生管理、外部からの問い合わせ対応など）

(6) 避難者の把握

安否確認は初動期の重要な作業であり、基本的には避難者名簿の作成と併せて行う。確認方法としては、予め市町村と自治会等で協力し、作成した世帯単位でまとめた名簿による照合が基本となる。

(7) 避難者の救護

発災初動期には特に、避難所に多くの負傷者が運び込まれ、医療救護を求めることが想定される。避難所における応急救護活動が重要になることから、搬送先、避難所周辺に居住する医師等の協力、避難所内救護施設や応急備蓄品について、検討しておく必要がある。

(8) 避難所運営組織の円滑な運営

避難所での共同生活について理解と認識が得られるよう、平常時から避難所運営委員会を通じて、発災時の避難所生活のルールや過去の教訓などについて、住民に徹底しておくことが必要である。

(9) 避難所の健康管理等

避難所生活が長期化してくると、避難者の心と体の健康管理への配慮が必要となる。避難所運営委員会における救護班は、必要に応じ、避難者の健康管理や栄養指導、メンタルケアが行えるよう検討しておく必要がある。

(10) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖については、避難所となる施設が本来の業務（学校の授業など）を再開した場合の対応や、避難所の縮小、統合等について予め事前協議の中で取り決めをしておくことが必要である。

(11) 避難者の生活自立への支援

避難所は発災直後から当分の間応急的に居住し、生活をする場であり、開設期間に限りがあるため、自宅の復旧や仮設住宅への移住を含めた避難者の生活再建を図る必要がある。避難所運営委員会は、行政等の相談窓口の紹介や各種生活再建関連情報の提供などを通じ、生活自立への支援を実施する必要がある。

2 避難所生活上必要となる基本的事項

(1) 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食糧等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、高齢者、障害者、外国人等に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、他に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

(2) 飲料水、食糧、生活物資供給

水、食糧、物資の供給については公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や多様性にも配慮した供給が図られるようにする必要がある。

(3) 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ゴミ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ゴミの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

(4) プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こすことが考えられるため、避難生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

(5) 高齢者、障害者、妊娠婦、児童、外国人等に配慮した対応

平常時から地域内の災害時要援護者の実態把握に努め、発災時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について配慮する必要がある。

防災組織図（例）

組織	平常時の分担	災害時の分担
本部		
・本部長 (校長)	渉外班	*災害対策担当部局、自治会、PTA、子供会、老人会、消防団等の関係機関や諸団体と防災についての連携。
・副本部長	避難所支援班	*災害対策担当部局との連携。 *避難所としての学校の役割に応じた、避難所の運営システムへの協力、援助。
*指揮 ・統括	通報連絡班	*通報に必要な施設器具の整備管理。(放送設備等が使用不能の場合にも備える) *災害状況の把握と教職員、児童生徒等への通報連絡。 *教育委員会、消防署への通報。 *学校医他関係諸機関との連絡。
防災委員会	情報収集班	*報道や関係機関からの情報収集と情報管理。 *在籍児童生徒等の情報管理。 *学校内外の被災状況の情報収集。
	避難誘導班	*避難経路や避難場所の確認、出席簿、引き渡し名簿、登下校班別名簿、笛等の準備。 *防災計画(マニュアル)に基づく本部の指示により、災害に応じた適切な方法によった安全な避難誘導。 *〔授業中〕状況の把握と避難方法場所を確認する。児童生徒等を把握し、人員を確認して避難誘導にあたる。 *〔休憩時等〕散在する児童生徒等の把握に努め、安全な場所に集合させる。必要に応じ避難場所に誘導する。 *避難場所では人員を確認し、本部に報告し、本部の指示に従う。 *状況次第では、第二避難場所に児童生徒等を避難させる。
	巡回班	*救助用具の点検整備、防災避難上の施設・設備の点検整備。 *校舎内に残っている児童生徒等の探索。 *要救助者の救出。 *防災扉の開閉。
	救護班	*救護器具、救急用品等の整備保管と灾害発生時の準備。 *児童生徒等の応急処置。 *必要に応じて学校医、救急隊と連絡。
	消火班	*消火器、防災用具の管理保管、使用方法の習熟。 *被害を最小限に止めるための各種災害への対処。 *火災時の初期消火。
	搬出班	*「非常持出」の表示。 *搬出体制の確認。 *本部の指示により、搬出準備及び搬出。 *搬出物の管理・保存。

安全点検表

○・・・安全が確認された場合
×・・・不良が認められた場合

年度

場所	管理責任者